国の債権に係る情報の公表

国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省
（東日本大震災復興特別会計）

歳入金債権の発生額及び消滅額等の推移

（単位：百万円）

	平成28年度							
	管理対象債権額			消滅額				
		前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分		前年度以前発生分		本年度発生分	
						うち不納欠損額		うち不納欠損額
合　計	853,924	40,726	813,198	818,482	9,243	–	809,238	–
備　考	■主なもの （目）損害賠償金債権　616,094 （目）返納金債権　107,671			■主なもの （目）損害賠償金債権　616,092 （目）返納金債権　107,594				

	平成29年度							
	管理対象債権額			消滅額				
		前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分		前年度以前発生分		本年度発生分	
						うち不納欠損額		うち不納欠損額
合　計	768,901	38,010	730,891	733,246	3,878	–	729,368	–
備　考	■主なもの （目）損害賠償金債権　568,952 （目）公共事業費地方負担金債権　81,513			■主なもの （目）損害賠償金債権　568,950 （目）公共事業費地方負担金債権　81,416				

	平成30年度							
	管理対象債権額			消滅額				
		前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分		前年度以前発生分		本年度発生分	
						うち不納欠損額		うち不納欠損額
合　計	827,663	36,353	791,309	791,917	1,615	1	790,302	–
備　考	■主なもの （目）損害賠償金債権　595,916 （目）返納金債権　126,116			■主なもの （目）損害賠償金債権　595,626 （目）返納金債権　126,115				

※消滅額の項中「うち不納欠損額」は、歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号。）第二十七条各号に該当する金額の合計額であり、消滅額の内数。

歳入金債権の年度末現在額の推移

（単位：百万円）

	平成28年度末現在額								
		一般分（徴収停止分を除く。）						徴収停止分	
		本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計			
		履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分
債権の種類									
（款）公共事業費負担金収入	576	–	576	–	–	–	576	–	–
（項）公共事業費負担金収入	576	–	576	–	–	–	576	–	–
（目）公共事業費地方負担金債権	576	–	576	–	–	–	576	–	–
（款）附帯工事費負担金収入	–	–	–	–	–	–	–	–	–
（項）附帯工事費負担金収入	–	–	–	–	–	–	–	–	–
（目）公共事業費受益者等負担金債権	–	–	–	–	–	–	–	–	–
（款）雑収入	34,866	61	3,322	15	31,467	77	34,789	–	–
（項）貸付金等回収金収入	34,788	–	3,321	–	31,467	–	34,788	–	–
（目）独立行政法人日本学生支援機構貸付金債権	20,907	–	2,819	–	18,087	–	20,907	–	–
（目）災害援護貸付金債権	13,881	–	501	–	13,379	–	13,881	–	–
（項）雑収入	78	61	0	15	–	77	0	–	–
（目）返納金債権	76	61	0	14	–	75	0	–	–
（目）延滞金債権	–	–	–	–	–	–	–	–	–
（目）損害賠償金債権	1	–	–	1	–	1	–	–	–
合　計	35,442	61	3,898	15	31,467	77	35,365	–	–

	平成29年度末現在額								
		一般分（徴収停止分を除く。）						徴収停止分	
		本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計			
		履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分
債権の種類									
（款）公共事業費負担金収入	96	–	96	–	–	–	96	–	–
（項）公共事業費負担金収入	96	–	96	–	–	–	96	–	–
（目）公共事業費地方負担金債権	96	–	96	–	–	–	96	–	–
（款）附帯工事費負担金収入	190	–	190	–	–	–	190		
（項）附帯工事費負担金収入	190	–	190	–	–	–	190		
（目）公共事業費受益者等負担金債権	190	–	190	–	–	–	190		
（款）雑収入	35,368	–	1,236	65	34,066	65	35,302	–	–
（項）貸付金等回収金収入	35,302	–	1,236	–	34,066	–	35,302	–	–
（目）独立行政法人日本学生支援機構貸付金債権	21,982	–	1,121	–	20,860	–	21,982	–	–
（目）災害援護貸付金債権	13,319	–	114	–	13,205	–	13,319	–	–
（項）雑収入	65	–	0	65	–	65	0	–	–
（目）返納金債権	64	–	0	64	–	64	0	–	–
（目）延滞金債権	1	–	–	1	–	1	–	–	–
（目）損害賠償金債権	–	–	–	–	–	–	–	–	–
合　計	35,655	–	1,523	65	34,066	65	35,589	–	–

	平成30年度末現在額								
		一般分（徴収停止分を除く。）						徴収停止分	
		本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計			
		履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分
債権の種類									
（款）公共事業費負担金収入	279	–	279	–	–	–	279	–	–
（項）公共事業費負担金収入	279	–	279	–	–	–	279	–	–
（目）公共事業費地方負担金債権	279	–	279	–	–	–	279	–	–
（款）附帯工事費負担金収入	328	–	213	–	114	–	328	–	–
（項）附帯工事費負担金収入	328	–	213	–	114	–	328	–	–
（目）公共事業費受益者等負担金債権	328	–	213	–	114	–	328	–	–
（款）雑収入	35,137	288	224	2	34,621	290	34,846	–	–
（項）貸付金等回収金収入	34,846	–	224	–	34,621	–	34,846	–	–
（目）独立行政法人日本学生支援機構貸付金債権	22,038	–	127	–	21,910	–	22,038	–	–
（目）災害援護貸付金債権	12,808	–	96	–	12,711	–	12,808	–	–
（項）雑収入	290	288	0	2	–	290	0	–	–
（目）返納金債権	1	–	0	0	–	0	0	–	–
（目）延滞金債権	–	–	–	–	–	–	–	–	–
（目）損害賠償金債権	289	288	–	1	–	289	–	–	–
合　計	35,745	288	718	2	34,736	290	35,454	–	–

※1　計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、端数において合計とは合致しないものがある。
※2　百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「–」で表示している。

（付表）

平成28年度

不納欠損額の内訳

国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、
外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省及び防衛省所管
東日本大震災復興特別会計

（単位：百万円）

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）							
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）							
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が結了）							
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）							
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）							
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）							

該当なし

（付表）

平成29年度

不納欠損額の内訳

国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、
外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省及び防衛省所管
東日本大震災復興特別会計

（単位：百万円）

区分		本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）								
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）								
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）								
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）								
	債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）							
	債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が結了）							
	債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）							
	債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）							
	債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）							

該当なし

（付表）

平成30年度

不納欠損額の内訳

国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、
外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省及び防衛省所管
東日本大震災復興特別会計

（単位：百万円）

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	–	–	–	–	–	–	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	–	–	–	–	–	–	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	–	–	–	–	–	–	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	–	–	1	1	1	1	（目）返納金債権 1
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	–	–	–	–	–	–	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が結了）	–	–	1	1	1	1	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	–	–	–	–	–	–	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	–	–	–	–	–	–	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	–	–	–	–	–	–	